

小美玉市立上吉影小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え

本方針は、「いじめ防止対策推進法」を受けて示された文部科学大臣決定の「いじめ防止等のための基本的な方針」並びに、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を踏まえたものである。

本校では、「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を展開し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、教育目標にある「生き生きとかかわり合い、明るく元気なかみよしの子」が実現できるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条から抜粋

(2) いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。（略）

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ防止等のための基本的な方針」から（H25.10.11 文部科学大臣）

- ・「けんか」についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

「平成29年度 いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂により追加

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

「いじめ防止等のための基本的な方針」から（H25.10.11 文部科学大臣）

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が相当の期間（3か月を目安とする）止んでいること」、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（生徒・保護者に面談等で確認する。）」の2点が満たされている場合である。

「平成29年度 いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂により追加

3 いじめの未然防止について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性ある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

「いじめ防止等のための基本的な方針」から（H25.10.11 文部科学大臣）

上記のいじめ防止に対する国の基本的な考え方にに基づき、本校では以下のことを重点として取り組み、未然防止に努める。

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに個に応じた指導を重視し、一人一人が学習に対する達成感や成就感が味わえるようにするとともに、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。
- 思いやりの気持ちを育て、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 道徳の時間の指導を核として命を大切にすることを養う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全児童がもてるように教育活動全体を通して道徳教育を推進する。

4 いじめの早期発見について

(1) 児童アンケート

毎月1回の「いじめの調査」、年3回の「生活チェックカード」及びを実施し、点検と評価を行う。日常的な実態把握と定期的な情報収集の組み合わせによる複眼的な把握に努める。また、ネット上での誹謗中傷等のいじめについても情報の収集に努める。

(2) 教育相談

学期に1回程度、学級担任による個人面談を行う。児童理解に努め、児童の悩みや困難な状況の解決又は緩和を図る。また、機会を捉えての相談等を実施し、個に応じた援助指導を行う。

(3) 全職員による児童の観察

「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用するとともに、児童のしぐさや視線など小さなサインを見逃さないように日常的な観察を行う。学級担任だけでなく、全職員での客観的な観察を心がける。児童とのコミュニケーションを図りながら、心的変化を見落とさないようにする。

教職員がいじめの情報を抱え込み、学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る（「平成29年度 いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂により追加）。

(4) 保護者との連携

日頃から、保護者との会話・関係づくりに努め、心配事・いじめ・トラブル等に関する情報が入り易い雰囲気づくりを行う。また、連絡帳をアンケートを教師と保護者の情報交換の手段として位置づける。いじめ・トラブル等の連絡を受けた場合には、学校として迅速に問題解決に向けて行動する。

個別面談・保護者の児童送迎時や電話等で保護者の声を聴くとともにそれぞれのニーズや状況に応じた援助指導を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒、**新型コロナウイルス罹患の児童生徒**などを含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う（「平成29年度 いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂により追加）。（文部科学省・学校再開に関するQ&Aを踏まえて令和3年4月1日追加）

5 いじめに対する措置（解決に向けた対応について）

(1) いじめが起きた場合の対応（基本的な流れ）

① 問題行動等の報告 関係教職員→生徒指導主事→教務主任→教頭→校長

② 詳細の確認と対応方針の決定（いじめ対策委員会）

③ 事実確認

（被害児童と加害児童との面談，場合により関係児童との面談，アンケートの実施）

④ 対応協議（いじめ対策委員会）

（保護者への連絡内容，被害及び加害児童への対応，学級指導の内容，教育委員会との連携等）

⑤ 全職員での情報共有（事実の報告と対応方針の共通理解）

⑥ 保護者への連絡（家庭訪問をし，把握した事実の報告と対応の説明）

⑦ 全職員での情報共有（経過報告と各学級での指導内容の確認）

⑧ 学級指導，経過観察・報告

(2) ネット上のいじめへの対応

① 上記の流れで早期に対応する。

② 加害者（発信者）にデータの削除を求める。

③ 加害者（発信者）が特定できない場合には，接続プロバイダや掲示板設置者に相談する。

④ 情報モラルに関する学級指導を行う。

6 校内体制について

(1) 校内の組織

①〔生徒指導委員会〕(定期)

毎週水曜日の職員集会時に問題傾向を有する児童について、現状や指導等の情報交換及び今後の指導について話し合う。

②〔いじめ対策委員会〕(必要に応じて実施)

いじめ防止に関する事案について取り扱う。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、当該児童の学級担任、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー(以下SSW)に出席を依頼する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急の生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な措置をとるとともに担当者は速やかに管理職に報告する。また、状況によっては、校長の指示のもと緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。必要に応じて、PTA会長、警察署、家庭相談員、SSW、市教育委員会指導主事に参加を依頼する。

2 重大事態への対応について

重大事態への対応については、「いじめの重大事態対応マニュアル(平成31年1月茨城県教育委員会)」を参考とする。

(1) 重大事態について

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき(「生命心身財産重大事態」)
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(「不登校重大事態」)
- ・被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)
- ・不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応として、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月文部科学省)」及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防第5章(平成21年3月文部科学省)」を参考とする。

(2) 重大事態の報告

速やかに小美玉市教育委員会へ報告する。

- ・児童の氏名・学年・性別
- ・欠席期間・その他児童の状況
- ・児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

(3) 調査について

学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合がある。(学校の設置者が調査主体を判断)

調査の具体的な方法等については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ

ン（平成29年3月文部科学省）」を参考とする。特に、調査実施前には、被害児童・保護者及び、加害児童・保護者に対して、①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）、⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）、⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）の説明をする。

(4) 調査を行うための組織について

主体が学校の設置者の場合は、設置者が構成員を決定。主体が学校の場合は、いじめ防止対策推進法第22条の組織を母体として、適切な専門家を加える。（学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者など）

(5) 調査の実施

主に聴き取りによる調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等、どのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。（客観的な事実関係を調査）

(6) 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

重大事態の発生から、1か月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。

また、聴取した内容を踏まえて、当該児童が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

聴取の結果を書面にて小美玉市教育委員会に報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

「いじめ防止対策推進法」

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明（経過報告を含む）する。記者会見、保護者会など外部に説明する場合には、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

8 評価

学校評価においては、いじめの有無を評価するのではなく、目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況（児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等）を評価する。

9 その他

本方針は実態，情勢，その他社会変化に伴い，常に見直し，修正していくものとする。

- ・ 制定 ————— 平成26年 2月20日
- ・ 第1回修正 ————— 平成27年10月 1日
- ・ 第2回修正 ————— 平成29年 7月 1日
- ・ 第3回修正 ————— 平成31年 2月 1日
- ・ 第4回修正 ————— 令和 2年 8月21日
- ・ 第5回修正 ————— 令和 3年 4月 1日